

後期高齢者医療制度のお知らせ

減額認定証について

減額認定証をお持ちの方へ

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日をもって有効期限が満了となり、8月以降はご使用できなくなります。8月以降も減額認定証に該当する方は、7月下旬に新しい証を郵送します。今年も**減額認定証の用紙は橙色**です。

減額認定証をお持ちでない方へ

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、同一世帯内に住民税が課税されている方がいない世帯(住民税非課税世帯)の方が入院した際の医療費や食事代の自己負担を軽減するためのものです。

住民税非課税世帯にいるにもかかわらず、減額認定証をお持ちでない方は、手続きが必要ですので役場窓口(追分庁舎・早来庁舎)で手続きを行ってください。一度手続きいただければ、翌年以降自動的に更新されます。(※手続きに必要なものは事前に電話などでお尋ねください。)

減額認定証に関わる病院でのお支払いについて

減額認定証の申請手続きをして交付が決定されると、区分Ⅰまたは区分Ⅱのどちらかに判定され、減額認定証の適用区分欄に記載されます。(右表1)

入院する際は、保険証と減額認定証を病院の窓口へ提出すると、病院側が適用区分欄を確認し、その区分に応じた医療費(下表2)や食事代(下表3)を徴収してくれます。

※減額認定証をお持ちでない方は、表2及び表3中の「一般」または「現役並み所得者」の区分が適用されます。ただし、非課税世帯の方は、後日、医療費のみ差額を高額療養費としてお返ししますが、手続きが必要ですので後ほど個別にご案内します。

【表1】住民税非課税世帯の区分

区分	区分
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方の内、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方(世帯全員が住民税非課税である方)

【表2】入院時の医療費

区 分		自己負担限度額
現役並み所得者		80,100円+1%(44,400円)※
一般		44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	15,000円
	区分Ⅱ	24,600円

※+1%とは、「医療費総額-267,000円の1%」です。また、()内の金額は過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の限度額です。

【表3】入院時の食事代(1食当り)

区 分		食事代	
現役並み所得者・一般		260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	100円	
	区分Ⅱ	90日未満	210円
		90日超※	160円

※過去12ヶ月で減額認定証区分Ⅱの交付を受けた期間の内、通算して90日を超えて入院した場合に該当します。ただし、別途手続きが必要ですのでお尋ねください。

入院時の病院でのお支払いに関する注意事項

入院した際の病院でのお支払いについては、上記表2の医療費と表3の食事代のほかに、病衣代などのいわゆる雑費や健康保険が適用されないもの(文書料など)も加わる場合があります。

医療費通知の送付を希望される方へ

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となります。

今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが下記へご連絡ください。

★ご連絡の際には、保険証をお手元にご用意ください。

★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度ご連絡の必要はありません。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011 - 290 - 5601

安平町健康福祉課 保険医療室 国保・医療グループ ☎ 25 4555